

令和6年度 岐阜市一般廃棄物処理実施計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により定めるものである。

I 一般廃棄物の処理主体

1 ごみ及び資源の処理主体

区分		処理	処理主体	
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	焼却/埋立 市(直営)	
		粗大ごみ	破碎/選別	市(直営)
			焼却/埋立	市(直営)
			資源化(金属類・羽毛布団)	民間(売却)
			再生(補修等)	市(直営)
		がれき類	資源化	民間(委託)
		ビン	選別	市(直営)
			資源化(ビン)	民間(売却)
			資源化(ガラス類残渣)	民間(委託)
		ペットボトル	選別/圧縮梱包	市(直営)
			資源化	民間(委託)
		カン	選別/圧縮	市(直営)
			資源化	民間(売却)
		小型家電	資源化	民間(売却)
	乾電池	資源化	民間(委託)	
	廃蛍光管	破碎	市(直営)	
		資源化	民間(委託)	
	廃食用油	資源化	民間(売却)	
	プラスチック製容器包装	選別/圧縮梱包	市(直営)	
		資源化	民間(委託)	
都市美化ごみ	普通ごみ 粗大ごみ ビン ペットボトル カン その他	家庭系ごみに準ずる		

区分		処理	処理主体	
事業系ごみ	一般ごみ	普通ごみ	焼却/埋立 市(直営)	
		粗大ごみ	破碎/選別	市(直営)
			焼却/埋立	市(直営)
			資源化(金属類・羽毛布団)	民間(売却)
			再生(補修等)	市(直営)
		ビン	資源化	民間(売却)
		ペットボトル	資源化	民間(売却)
		カン	資源化	民間(売却)
		発泡スチロール	資源化	民間(許可)
		剪定枝等、刈草	資源化	民間(許可)
		その他	資源化	民間(許可)
		実験動物死体	焼却	民間(許可)
		産褥汚物※1	火葬	市(直営)
		学校等(公立)生ごみ	資源化・焼却	市(直営)
		市庁舎・ぎふメディアコスモス プラスチック製容器包装	資源化	民間(委託)
資源回収	資源分別回収	紙類	資源化 民間(売却)	
		古着		
		カン・フライパン類		
	柳津資源 ステーション	紙類	資源化 民間(売却)	
		古着		
道路上の飼主不明犬猫等動物死体		火葬	市(直営)	
火災により発生した焼却残渣等		焼却/埋立	市(直営)	

※1 非感染性に限る

2 し尿等の処理主体

(1) し尿の処理主体

区分	収集運搬	処理	処理主体
し尿	市(直営・委託)	し尿：脱窒素処理方式	一部事務組合
		し尿残渣：焼却/埋立	民間(一部事務組合の委託)

(2) 浄化槽汚泥の処理主体

区分	収集運搬	処理	処理主体
浄化槽汚泥	民間(許可)	浄化槽汚泥：固液分離方式	市(直営)
		浄化槽汚泥：脱窒素処理方式	一部事務組合 ※1
		浄化槽汚泥残渣：焼却/埋立	市(直営) 民間(一部事務組合の委託) ※1

※1 柳津地域のみ。

II 処 理 計 画

1 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・資源化計画

ア) 排出抑制の方法

市民及び事業者は、ごみの排出前の段階において包装の簡素化、容器の店舗回収、自家処理などに努め、市は次の各事業を推進することにより、ごみの排出抑制を図るものとする。

- ①資源分別回収事業
- ②ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装分別収集事業
- ③廃蛍光管、乾電池分別収集事業
- ④廃食用油分別収集事業
- ⑤中間処理施設における資源回収事業(再生(補修等)を含む)
- ⑥資源ごみ持込施設における資源回収事業
- ⑦特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬事業
- ⑧資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく家庭系使用済みパーソナルコンピュータの収集運搬事業
- ⑨小型家電リサイクル事業
- ⑩ダンボールコンポスト普及促進補助事業
- ⑪学校等生ごみ堆肥化事業
- ⑫市庁舎・ぎふメディアコスモスプラスチック製容器包装分別収集事業
- ⑬事業系一般廃棄物減量化対策事業
- ⑭はがきのリサイクルグリーンボックス事業
- ⑮剪定枝等(剪定枝及び葉)、刈草の資源化事業
- ⑯使用済みインクカートリッジ回収事業
- ⑰民間による活動との連携
- ⑱電気式生ごみ処理機購入補助事業

イ) 資源化の方法及び量

①資源分別回収事業

自治会を主体とした市民運動として、紙類、古着、カン・フライパン類の集団回収を実施し、それぞれ民間の再生利用業者へ引き渡す。

実施団体には、市から回収量に応じた奨励金を交付する。

【令和6年度奨励金】1kgあたり6円(紙類のうち雑がみのみ8円)

【令和6年度計画量】3,206t(全品目)

②ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装分別収集事業

岐阜市リサイクルセンターで選別、圧縮梱包し、カン、ビン(カレット(白・茶))は再生利用業者に売却する。ビン(カレット(雑))、ペットボトル、プラスチック製容器包装は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託、ガラス類残渣は民間へ再生処

理委託する。

【令和6年度計画量】

カレット(白)	: 350 t
カレット(茶)	: 580 t
カレット(雑)	: 190 t
ペットボトル	: 1,200 t
スチール	: 460 t
アルミ	: 520 t
ガラス類残渣	: 625 t
プラスチック製容器包装	: 3,500 t

③廃蛍光管、乾電池分別収集事業

公益社団法人全国都市清掃会議が定めた広域回収、処理計画に基づき資源化処理を実施する。廃蛍光管及び乾電池はドラム缶に梱包(廃蛍光管は破碎後)した後、資源化施設へ搬入を行い、水銀等金属やガラスの資源化を行う。

【令和6年度計画量】

廃蛍光管	: 36 t
乾電池	: 100 t

④廃食用油分別収集事業

廃食用油は、木田環境事務所に一時保管を行い、精製業者等へ売却する。

【令和6年度計画量】

廃食用油	: 20 t
------	--------

⑤中間処理施設における資源回収事業

粗大ごみは、岐阜市東部クリーンセンターにおいて、破碎処理及び機械・手選別により、鉄、アルミなどの金属回収を行う。その他、選別する過程で羽毛布団の回収を行う。

【令和6年度計画回収量】 984t

焼却施設で焼却した残渣からは、磁選機による金属回収を行う。

【令和6年度計画回収量】 725t

また、直接搬入された粗大ごみのうち、一部を補修等により再生する。

【令和6年度計画再生数】 180点程度

⑥資源ごみ持込施設における資源回収事業

柳津資源ステーションへ市民が持ち込む紙類、古着を回収する。回収後は資源化のため民間業者に売却する。

【令和6年度計画回収量】 100 t (紙類、古着)

⑦特定家庭用機器再商品化法対象品目収集運搬事業

特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。)対象家電製品で、小売業者の引き取り義務のない家電リサイクル法対象品目については、市または市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集し、岐阜市東部クリーンセンターへ搬入後、指定引取場所へ運搬する。

【令和 6 年度計画量】 128t(全品目)

なお、小売業者からの依頼により市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集した家電リサイクル法対象品目については、直接指定引取場所へ運搬する。

【指定引取場所】

伊勢志摩陸運(有)岐阜営業所(岐南町伏屋 3-224)

(株)斉藤商店(揖斐郡大野町大字加納字六反田西 1330-10)

西濃運輸(株)六条倉庫(岐阜市六条大溝 1-10)

⑧資源の有効な利用の促進に関する法律の規定に基づく家庭系使用済みパーソナルコンピュータの収集運搬事業

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号。以下「リサイクル法」という。)第 26 条第 1 項の規定に基づくパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成 13 年経済産業省/環境省/令第 1 号)の改正に伴い、リサイクル法の対象となる家庭系使用済みパーソナルコンピュータは製造等事業者が指定した回収場所において自主回収をするものとし、市は粗大ごみとして収集運搬処理をしない。

ただし、リサイクル法の対象外となる家庭系使用済みパーソナルコンピュータについては粗大ごみとして収集運搬処理する。

【製造等事業者指定回収場所】

パーソナルコンピュータ製造等事業者が指定した回収場所

⑨小型家電リサイクル事業

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づき、市内 12 ヶ所に設置した専用ボックスで使用済み小型家電 28 品目を収集する。収集した使用済み小型家電は認定事業者へ売却し、資源化する。

また、小型家電リサイクル法により国の認定を受けたリネットジャパンリサイクル(株)と連携し、使用済み小型家電等の宅配回収を行い、資源化する。

【令和 6 年度計画量】 20 t

認定事業者取扱量 15 t

⑩ダンボールコンポスト普及促進補助事業

ダンボールコンポストを利用した生ごみの堆肥化を推進するため、ダンボールコンポストの消耗品の購入に際して購入費の一部を補助する。また、自家消費が難しい堆肥については、市が主体となって回収し、公共の場所等で利用する。

【令和6年度補助金】

ダンボール箱 1個あたり 170円

基材 1個あたり 470円

【令和6年度計画量】 65t (ダンボールコンポスト継続者による生ごみ資源化量)

⑪学校等生ごみ堆肥化事業

市内公立小中学校等の給食残渣類のリサイクルを目的として、生ごみを分別収集し、岐阜市畜産センター公園内の堆肥化施設「エコプラント椿」で堆肥化処理を行う。

【令和6年度計画量】 495t

⑫市庁舎・ぎふメディアコスモスプラスチック製容器包装分別収集事業

民間へ再商品化を委託する。

【令和6年度計画量】 1.5t

⑬事業系一般廃棄物減量化対策事業

市のごみ処理総量の約30%を占める事業系一般廃棄物の減量、リサイクルを推進するため、平成11年度に定めた指導要綱により、大規模事業所に対し一般廃棄物管理責任者の選任及び一般廃棄物減量計画書の作成を求めるとともに、訪問指導を実施する。さらに、オフィス系と物品小売系の中規模事業所に対しても大規模事業所と同様に訪問指導を実施することにより、事業系一般廃棄物の減量を推進する。

また、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が取り扱う一般廃棄物についても資源化できるものの分別を促進し、ごみ焼却処理量の減量化を図る。

【令和6年度計画量】

2,689t (市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者による資源化量)

⑭はがきのリサイクルグリーンボックス事業

岐阜市と郵便局が共同ではがき専用回収ボックスを設置し、使用済みはがきを回収する。回収したはがきは製紙工場において再生する。

⑮剪定枝等(剪定枝及び葉)、刈草の資源化事業

市内で発生する剪定枝等、刈草を、市の許可を受けた一般廃棄物処分業者が堆肥化、チップ化(刈草にあつては堆肥化に限る。)する。

【令和6年度計画量】 2,700t

⑩使用済みインクカートリッジ回収事業

インクカートリッジのメーカー等が行う「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」として、市庁舎、柳津資源ステーション、事務所7ヶ所、岐阜市ステーションプラザ、みんなの森 ぎふメディアコスモスに専用回収ボックスを設置し、使用済みインクカートリッジを回収する。回収されたインクカートリッジはメーカーにおいてリサイクルする。

【令和6年度計画量】200kg

⑪民間による活動との連携

地域住民や市民団体のごみ減量・資源化活動、店頭での牛乳パックやトレイの回収運動を促進する。

⑫電気式生ごみ処理機購入補助事業

生ごみの減量及び資源化を促進するため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入に際して購入費の一部を補助する。

【令和6年度補助金】購入価格の2分の1(上限20,000円)

【令和6年度計画量】8t(当該年度補助金受給者による生ごみ減量)

ウ) 関連施設の概要

①焼却施設及び粗大ごみ処理施設

施設名	岐阜市掛洞プラント	岐阜市東部クリーンセンター	
所在地	岐阜市奥字掛洞375	岐阜市芥見6丁目368	
敷地面積	8,632.00㎡(借地)	68,108.00	
建物延面積	6,352.68㎡	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
		14,385.24㎡	3,975.82㎡
		焼却場 14,249.16㎡	
		計量棟 136.08㎡	
型式	クボタ・ピークrostル全連続燃焼式ストーカー炉	荏原旋回流型流動床焼却炉	2軸せん断型破碎機及び回転型破碎機
処理能力	150t/日(150t×1炉)	450t/日(150t×3炉)	30t/5h
処理実績	73t	280t	31t
工期	昭51.10～昭54.3	平6.9～平10.3	平30.12～令3.3
余熱利用	場内の給湯、暖房、電力供給、プラザ掛洞へ給湯、冷暖房用蒸気を送付	発電による電気の場内供給、売電、場内浴場への給湯	—
運転管理に関する主な委託業者	【運転管理業務】 ・業者名及び代表者氏名 クボタ環境エンジニアリング(株) 中部支店支店長 受川 秀次 ・所在地 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目22番8号	【運転管理業務】 ・業者名及び代表者氏名 荏原環境プラント(株) 中部支店支店長 小倉 涙 ・所在地 愛知県名古屋市中区新栄2丁目1番9号	【運転管理業務】 ・業者名及び代表者氏名 メタウォーター(株) 営業本部中日本営業部 部長 糸田 貴史 ・所在地 愛知県名古屋市区名駅2丁目27番8号
	【計量等業務】 ・業者名及び代表者氏名 (公社)岐阜市シルバー人材センター 理事長 小川 欽市 ・所在地 岐阜市鶴田町3丁目7番地4	【解体等業務】 ・業者名及び代表者氏名 (公社)岐阜県シルバー人材センター連合会 会長 浅野 壽 ・所在地 岐阜市雲井町3丁目12番地	
		【焼却残渣運搬業務】 ・業者名及び代表者氏名 岐環協松南合理化事業特別企業体 代表者 玉川 福和 ・所在地 岐阜市六条大溝4丁目13番6号	

②最終処分場

施設名	岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場	
所在地	岐阜市大字山県岩字大杉奥洞 1045 番地	
総面積	75,000 ㎡	
埋立地面積	33,000 ㎡	
埋立総容量	270,000 ㎥	
埋立期間	平成 24 年 1 月～	
浸出水処理施設	処理方式	アルカリ凝集沈殿処理+砂ろ過処理
	処理能力	180 ㎥ ³ /日
	工期	平成 21 年 9 月～平成 23 年 3 月

③廃棄物資源化施設

名 称	岐阜市リサイクルセンター		
所 在 地	岐阜市木田 5 丁目 62-2		
敷地面積	11,992.09 m ²		
建物延面積	工場棟 5,445.07 m ² 倉庫棟 377.64 m ²		
形 式	選別設備	磁選機（吊下永磁式） アルミ選別機（永磁回転ドラム式）	
	再生設備	鉄圧縮成形機（油圧一方締機） アルミ圧縮成形機（油圧一方締機） ペットボトル圧縮梱包機（圧縮梱包型） プラスチック製容器包装圧縮梱包機（圧縮梱包型）	
公称能力	ビン	16.8t/5h/日	
	53.6t/日 ペットボトル	10.3t/5h/日	
	カン	6.5t/5h/日	
	プラスチック製容器包装	20.0t/8h/日	
完成年月	令和 4 年 3 月		
運転管理に関する主な委託業者	運転管理業務 ・業者名及び代表者氏名 極東開発工業株式会社 代表取締役 布原 達也 ・所在地 大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号		

④啓発施設

名 称	岐阜市芥見リサイクルプラザ	岐阜市余熱利用施設（プラザ掛洞）
所 在 地	岐阜市芥見 6 丁目 368 番地 (岐阜市東部クリーンセンター管理棟 1 階・2 階)	岐阜市奥 1 丁目 104 番地
敷地面積	延 1,466.28 m ² (1 階 749.88 m ² 、2 階 716.40 m ²)	1,815 m ²
施設内容	1 階- 展示ギャラリー、リサイクル 工芸室、ふれあいサロン、事務 室 2 階- ものしりコーナー、研修室 (180 名)、会議室(16 名)	1 階- プール、更衣室、浴場、脱衣室 2 階- 会議室、事務室、まんがコーナ ー
構 造	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2 階建
開設年月日	平成 10 年 4 月	平成 7 年 10 月
開館時間	9:00~17:00	10:00~21:00
休 館 日	土曜日・日曜日・祝日 ※1 年末年始(12月 29 日~1月 3 日)	毎週月曜日(祝日のときは翌日) ※2 年末年始 (12月 31 日~1月 5 日)

※1 偶数月の第二日曜日及びその前日の土曜日を除く。

※2 7月 21 日~8月 31 日は無休営業のため除く。

⑤自己搬入施設

a) 粗大ごみ

名 称	岐阜市東部 粗大ごみ自己搬入施設	岐阜市南部 粗大ごみ自己搬入施設	岐阜市北西部 粗大ごみ自己搬入施設
所 在 地	岐阜市芥見 6 丁目 401	岐阜市境川 4 丁目 266-1	岐阜市寺田 1 丁目 3
床 面 積	499.95 m ²	363.52 m ²	480.47 m ²
敷地面積	7,764 m ²	1,877 m ²	2,517.03 m ²
施設内容	粗大ごみの自己搬入施設		
構 造	鉄骨造平屋建		
開設年月	平成 18 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 24 年 4 月
開館時間	9:00～16:00 (金曜日は 9:00～11:00)		
運 営 日	平日、毎月第 4 土曜日、その翌日曜日		

b) 資源物

名 称	岐阜市柳津資源ステーション
所 在 地	岐阜市柳津町下佐波 1 丁目 5 番地
床 面 積	433.93 m ²
敷地面積	991.26 m ²
施設内容	資源回収コーナー
構 造	鉄骨造平屋建
開設年月	平成 16 年 4 月
開館時間	9:00～16:00
運 営 日	下記以外の毎日 ①年末年始 (12 月 31 日～1 月 4 日) ②毎週木曜日 (ただし、祝日及び 12 月 28 日～12 月 30 日は除く)

(2) 収集・運搬計画

ア) 収集、運搬する廃棄物の量

	ご み 内 訳												許可業者	自己搬入	合計
	直営/委託収集										計				
	普通ごみ	粗大系ごみ	都市美化	ビン・カン	ペットボトル	廃乾電池 廃蛍光管	廃食用油	プラ容器	小型家電 リサイクル						
リサイクルセンター				3,627	2,295			4,800			10,722			10,722	
焼却場															
破砕施設		1,238	105								1,343	1,364	4,956	7,663	
東部リ-ンター	55,716		272								55,988	28,028	1,490	85,506	
掛洞プラント	10,403		123								10,526	5,169	914	16,609	
合計	66,119		395								66,514	33,197	2,404	102,115	
埋立地															
資源化	495	50				136	20			20	721	2,689	※1 88	3,498	
その他外部処理												9	※2	9	
合計	66,614	1,288	500	3,627	2,295	136	20	4,800	20	79,300	37,259	7,448		124,007	

詳細①	市収集(直営/委託)											民間収集 (許可)	自己搬入				収集量 計
	普通ごみ	粗大系ごみ	都市美化	ビン・カン	ペットボトル	乾電池	蛍光管	食用油	プラ容器	小型家電 リサイクル	計		普通ごみ	粗大ごみ	資源ごみ等	計	
計	66,614	1,288	500	3,627	2,295	100	36	20	4,800	20	79,300	37,259	2,404	4,956	88	7,448	124,007

詳細②	普通ごみ収集内訳		粗大系ごみ収集内訳		ビン・カン収集内訳	
	普通ごみ	学校生ごみ	粗大ごみ	がれき類	ビン	カン
計	66,119	495	1,238	50	2,379	1,248
	66,614		1,288		3,627	

※1 カン、ビン、ペットボトル、紙類、発泡スチロール、
市庁舎・ぎふメディアコスモスプラスチック製容器包装

※2 実験動物死体

イ) 排出方法及び収集、運搬の方法

区分		排出方法	排出回数	排出場所	収集、運搬方法	
生活系ごみ	家庭系ごみ※1	普通ごみ	透明又は半透明袋	週2回	ステーション	直営・委託
		粗大ごみ、がれき類	処理券貼付又は処理袋(有料)	随時(申込)	自己搬入 戸別	直営・委託
		ビン、ペットボトル、カン	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	委託
		小型家電	—	随時	常設ステーション	委託
				月1回	巡回ステーション	
				随時	戸別	環境省認定事業者
		乾電池	—	随時	常設ステーション	委託
		廃蛍光管				
		廃食用油	ペットボトル等の容器	月1回	巡回ステーション	委託
	プラスチック製容器包装	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	直営・委託	
都市美化ごみ	普通ごみ、粗大ごみ	—	随時(申込)	不定	直営	
	ビン、ペットボトル、カン					
	その他					
事業系ごみ	一般ごみ	普通ごみ、粗大ごみ	許可業者との契約による			許可業者
		ビン、ペットボトル、カン				
		発泡スチロール				
		剪定枝等、刈草				
		その他(紙類、金属類等)				
	学校等(公立)生ごみ	—	2週5回	戸別	委託	
	市庁舎・ぎふメディアコスモス プラスチック製容器包装	許可業者との契約による			許可業者	
生活系 事業系	自己搬入ごみ	P. 18 参照	随時	—	排出者	
資源分別回収	紙類、古着、 カン・フライパン類	—	自治会等 団体が実施	団体が定めた ステーション 公民館他	市(借上げ)	
	自己搬入 (柳津資源ステーション)	—	随時 (P. 10⑤-b 運営 日のおり)	常設ステーション	民間業者 (売却)	
道路上の飼主不明犬猫等動物死体		—	毎日	—	委託	
火災により発生した焼却残渣等		—	随時	—	許可	

※1 大掃除、引越し等により臨時、多量に出るごみは、収集運搬許可業者との個別契約を原則とする。

①普通ごみ

市内に約 26,000 ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明又は乳白色で中身が見える半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出するステーション方式を原則として、週 2 回、曜日を指定し、直営又は委託により収集し、焼却施設(岐阜市東部クリーンセンター、岐阜市掛洞プラント)へ搬入する。

ただし、一般家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量 50 kg を超えないもので、かつ、収集回数が週 2 回を超えない事業系普通ごみは、家庭系収集に準ずることができるものとする。

【令和 6 年度計画量】

66,119 t

2,404 t (自己搬入(事業系見なし)分)

・直営

事務所名	所在地	収集区域
木田環境事務所	岐阜市木田 5丁目54-1	黒野・鷺山・島・城西・早田・長良西・則武・本荘
老洞環境事務所	岐阜市芥見 6丁目394	岩野田・加納・加納西・金華・長森北・長森西・長森南・長良・長良東・梅林・三輪北・三輪南・木之本・本郷・長良西・厚見

・委託業者

業者名及び 代表者氏名	所在地	収集区域
(株)出倉商店 代表取締役 堀 義明	岐阜市日置江 2丁目63番地	茜部・厚見・鏡島・木之本・徹明・長森南・日野
岐環協トバナ産業合理化事業 特別企業体 代表者 玉川 福和	岐阜市六条大溝 4丁目13番6号	芥見・芥見東・市橋・鶉・鏡島・徹明・日置江・本荘・三里・長森南・長森東・日野・島・黒野・長良西・常磐・長森北・岩
中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央	岐阜市大菅北 4番20号	茜部・市橋・鏡島・華陽・木之本・白山・三里・長森南・日野
中島清掃(株) 代表取締役 中嶋 昭司	岐阜市粟野西 7丁目179番地	厚見・鶉・鏡島・加納西・白山・華陽・岩野田北・藍川
中部浄化工業(株) 代表取締役 山口 益良	岐阜市北野西 236番地	藍川・芥見・岩野田・加納・加納西・徹明・長森南・長森東
(株)カワイ工業 代表取締役 川合 雅和	岐阜市則武西 2丁目28番8号	芥見・芥見東・市橋・岩野田北・木之本・明德・京町・藍川

②粗大ごみ

事前に電話申請にて、1回につき20品目までを受け付け、委託業者により戸別収集し、破碎施設(岐阜市東部クリーンセンター)へ搬入する。

岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第12号。以下「条例」という。)第6条及び岐阜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和52年規則第26号。以下「規則」という。)第5条の3の規定より、品目別の有料処理としているため、排出者は事前準備として規定の粗大ごみ処理券の貼付又は処理袋への梱包を要する。

【粗大ごみ受付センター】

電話番号：243-0530

受付日時：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。)8時30分～17時

【令和6年度計画量】1,238 t

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸	岐阜市須賀4丁目16番25号

③がれき類

粗大ごみと同じ手続きで1回につき200kg(1個あたりは80kg)までを受け付け、直営により戸別収集し、老洞環境事務所へ搬入する。

条例第6条及び規則第5条の3の規定により10kgあたり210円を徴収する。

【令和6年度計画量】50 t

④家電リサイクル法対象品目

粗大ごみの扱いで収集し、指定引取場所へ運搬する。

【令和6年度計画量】126 t

⑤ビン、ペットボトル、カン

市内に約26,000ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明又は乳白色で中身が見える半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出するステーション方式を原則として、週1回、曜日を指定し、委託により収集し、選別処理施設(岐阜市リサイクルセンター)へ搬入する。

【令和6年度計画量】

ビン : 2,379 t

ペットボトル : 2,295 t

カン : 1,248 t

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
岐阜再生資源事業協同組合 理事長 小澤 晃	岐阜市早田栄町5丁目16番地

⑥小型家電リサイクル事業

市内 12 ヶ所に設置した回収ボックスに投入されたものを、委託により収集し、老洞環境事務所に搬入する。

また、環境省認定事業者リネットジャパンリサイクル㈱が、市民の自宅から宅配便により回収する。

【令和 6 年度計画量】 20 t

認定事業者取扱量 15 t

⑦廃蛍光管、乾電池

市内 54 ヶ所に設置してある集積場所の常設ボックスに随時排出する方式とし、概ね週 1 回委託により収集し、木田環境事務所へ搬入する。

【令和 6 年度計画量】

廃蛍光管： 36 t

乾電池： 100 t

⑧廃食用油

地域ごとの集積場所へ、ペットボトル等の容器で排出し、毎月 1 回委託により収集し、木田環境事務所へ搬入する。

【令和 6 年度計画量】

廃食用油： 20 t

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
(株)トーヨーコーポレーション 代表取締役 花房 恵	岐阜市真砂町1丁目20番地1

⑨プラスチック製容器包装

市内に約 26, 000 ヶ所ある自治会等が指定する集積場所へ、無色透明又は乳白色で中身が見える半透明の袋(同様のレジ袋可)で排出するステーション方式を原則として、週 1 回、曜日を指定し、直営又は委託により収集し、選別処理施設(岐阜市リサイクルセンター)へ搬入する。

【令和 6 年度計画量】 4, 800 t

・直営

事務所名	所在地	収集区域
木田環境事務所	岐阜市木田5丁目54-1	鷺山・島・城西・長良西
老洞環境事務所	岐阜市芥見6丁目394	三輪北・三輪南

・委託業者

業者名及び 代表者氏名	所在地	収集区域
(株)出倉商店 代表取締役 堀 義明	岐阜市日置江2丁目 63番地	茜部・厚見・木之本・徹明・日置江・ 市橋・加納・加納西・本荘・長良・長 良東
岐環協トバナ産業合理 化事業特別企業体 代表者 玉川 福和	岐阜市六条大溝4丁 目13番6号	鶉・鏡島・本荘・長森南・日野・黒野・ 木之本・則武・早田・城西・岩・長良 東
中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央	岐阜市大菅北4番20 号	鏡島・華陽・白山・三里・長森東・長 森南・徹明・長良・長良東
中島清掃(株) 代表取締役 中嶋 昭司	岐阜市粟野西7丁目 179番地	厚見・加納西・白山・華陽・岩野田北・ 黒野・長森南・加納
中部浄化工業(株) 代表取締役 山口 益良	岐阜市北野西236番 地	藍川・芥見・加納・長森南・長森東・ 長森北・厚見・梅林・白山
(株)カワイ工業 代表取締役 川合 雅和	岐阜市則武西2丁目 28番8号	芥見・芥見東・市橋・木之本・藍川・ 鷺山・黒野・則武・芥見南・鏡島・本 荘・長森北・長森西
岐環協中衛工業合理化 事業特別企業体 代表者 玉川 福和	岐阜市六条大溝4丁 目13番6号	網代・厚見・岩野田・方県・加納・加 納西・華陽・木田・京町・合渡・西郷・ 鷺山・徹明・常磐・七郷・三里・明德・ 金華・長森北・長森西・茜部・岩野田 北・鏡島・本荘・木之本・芥見・芥見 東・藍川・本郷・梅林・長良・長良東
(株)高島衛生 代表取締役 高島 大助	岐阜市柳津町丸野4 丁目80番地	柳津
(株)トーヨーコーポレー ション 代表取締役 花房 恵	岐阜市真砂町1丁目 20番地1	島・城西・合渡

※収集区域の重複あり

⑩都市美化ごみ

各種団体等が、ボランティア活動で行う都市美化清掃のごみや公共用地等に不法投棄されたごみを、直営により収集し、所定の処理施設へ搬入する。

なお、不法投棄されたごみについては、状況によって警察と協議し指示に従い対応する。

【令和6年度計画量】500 t

⑪事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、原則として事業者が自ら処理(運搬及び処分)し、事業者が自ら処理できない場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託する。

なお、一般廃棄物収集運搬業者が標準的なごみ質の普通ごみを収集運搬する場合の料金は指導価格として12円/kg(税別)を原則とする。

【令和6年度計画量】37,259 t(許可業者収集分)

⑫学校等生ごみ

公立小中学校、保育所等の生ごみは、生分解性袋を使用して戸別の指定場所へ排出し、概ね2週間に5日の日程で、委託により収集し、岐阜市畜産センター公園内の堆肥化施設(エコプラント椿)へ搬入する。

【令和6年度計画量】生ごみ：495 t

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
岐環協中衛工業合理化事業特別企業体 代表者 玉川 福和	岐阜市六条大溝4丁目13番6号
(株)トーヨーコーポレーション 代表取締役 花房 恵	岐阜市真砂町1丁目20番地1

⑬自己搬入ごみ

一般家庭の大掃除、引越し等で臨時、多量に排出される普通ごみ、粗大ごみ、事業所から排出される普通ごみ、粗大ごみは、排出者が焼却施設及び粗大ごみ自己搬入施設へ自己搬入して処理する。

普通ごみを自己搬入する場合は、排出者が環境一課又は焼却施設窓口にあらかじめ一般廃棄物搬入申請書を提出し、一般廃棄物搬入許可証の交付を受けた後、焼却施設へ自己搬入することを原則とする。ただし、状況に応じてオンラインもしくは、電話による申込みでも搬入を受け付ける。

粗大ごみを自己搬入する場合は、排出者が「粗大ごみオンライン受付システム」で申し込み、又は「粗大ごみ受付センター」に電話申し込みを行い、岐阜市東部自己搬入施設、岐阜市南部自己搬入施設又は岐阜市北西部自己搬入施設へ搬入する。

ただし、排出者が各施設へ自己搬入することができない場合、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼することができる。

紙類、古着は、家庭系を対象に柳津資源ステーションへ搬入することができる（Ⅱ-1-(1)-イ-⑥参照）。

【令和6年度計画量】

普通ごみ：2,404 t

粗大ごみ：3,994 t

⑭道路上の飼い主不明犬猫等動物死体

市民からの通報に基づき、毎日委託により収集し、市斎苑に搬入する。

【令和6年度計画量】2,309体

・委託業者

業者名及び代表者氏名	所在地
(有)岐阜資源開発 代表取締役 中嶋 岨	岐阜市太郎丸向良145番地の1

⑮火災により発生した焼却残渣等

火災により発生した焼却残渣等については、「火災に伴い発生する廃棄物の適切な処理の確保について」（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長より平成24年8月31日付け廃対第289号）により、一般廃棄物とし、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集することを原則とする。

【令和6年度計画量】260 t

⑯産業廃棄物の併せ処理

廃棄物処理法第11条第2項、条例第7条の規定により市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、業種限定で紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣及び動物系固形不要物とする。

なお、処理費用については、条例第8条及び規則第7条の規定により11円/kgを徴収する。

【令和6年度計画量】321 t

⑰処理困難物

量や材質、大きさ等の理由によって市の処理業務に支障をきたすおそれがある廃棄物（処理困難物）については、排出者自らが適正な処理ルート（メーカー、取扱販売店、専門の処理業者等）で処理する。本市は処理ルートの確保に努めるとともに、処理方法の周知を行う。

ウ) 収集管理基地等の概要

①直営

施設名	老洞環境事務所	木田環境事務所	南部環境事務所 (柳津地域事務所内)
所在地	岐阜市芥見 6 丁目 394	岐阜市木田 5 丁目 54-1	岐阜市柳津町宮東 1 丁目 1
敷地面積	7,271.00 m ²	9,266.49 m ²	7,953.01 m ²
建物延面積	1,468.07 m ²	3,017.11 m ²	1,802.99 m ²
業務	<p>【概ね市内東部地域を所轄する業務】 普通ごみ収集、ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装収集、ルールのご指導啓発、不法投棄防止対策</p> <p>【概ね市内全域を所轄する業務】 粗大ごみ、がれき類収集、都市美化ごみ収集</p>	<p>【概ね市内西部地域を所轄する業務】 普通ごみ収集、ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装収集、ルールのご指導啓発、不法投棄防止対策</p> <p>【概ね市内全域を所轄する業務】 乾電池、廃蛍光管、危険物・廃食用油収集、不用品回収業者対策</p>	<p>【概ね市内南部地域を所轄する業務】 普通ごみ収集、ビン、ペットボトル、カン、プラスチック製容器包装収集、ルールのご指導啓発、不法投棄防止対策、都市美化ごみ収集</p>

②市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第7条に規定する業者)

許可番号	業者名及び代表者氏名	所在地	許可条件
1	中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央	岐阜市大菅北 4番20号	区域限定 網代・市橋(一部を除く)・鏡島・加納東(一部を除く)・加納西・木田・木之本・京町・金華・黒野・合渡・西郷・鷺山(一部を除く)・島・早田・城西・七郷・則武・本郷・本荘・明德の一部・徹明の一部
2	中部浄化工業(株) 代表取締役 山口 益良	岐阜市北野西 236番地	区域限定 藍川・芥見・芥見東・芥見南・華陽・長森南・長良・長良東・白山・三輪北・三輪南・徹明の一部
3	(株)出倉商店 代表取締役 堀 義明	岐阜市日置江 2丁目63番地	区域限定 茜部・厚見・市橋の一部・岩・鶉・日置江・三里・加納東の一部・徹明の一部
4	中島清掃(株) 代表取締役 中嶋 昭司	岐阜市粟野西 7丁目179番地	区域限定 岩野田・岩野田北・方県・常磐・長森北・長森東・長森西・長良西・梅林・日野・明德の一部・徹明の一部・鷺山の一部
6	(株)美濃ラボ 代表取締役社長 岩田 美子	海津市平田町今尾 1195番地の1	品目限定 実験動物死体及び糞、マット(前項取扱廃棄物の中には、感染性廃棄物を含む)
10	(株)高島衛生 代表取締役 高島 大助	岐阜市柳津町丸野 4丁目80番地	区域限定 柳津

(3) 中間処理計画

ア) 処理体制の概要

①委託業者

委託等内容	業者名及び代表者氏名	所在地
ガラス類残渣再生 処理	岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸	岐阜市須賀4丁目16番25号
廃蛍光管、 乾電池処理	野村興産(株)関西営業所 所長 山田 康生	大阪府大阪市中央区高麗橋 2丁目1番2号
廃蛍光管、 乾電池運搬	日本通運(株) 岐阜支店 支店長 永田 常二	岐阜市今嶺4丁目10番5号
	日本貨物鉄道(株) 執行役員 東海支社長 小山 靖仁	愛知県名古屋市中区錦3丁目 1番1号 十六銀行名古屋ビル10階

②市の許可を受けた一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第7条に規定する業者）

許可 番号	業者名及び代表者氏名	所在地及び 施設所在地	許可条件
11	(株)高島衛生 代表取締役 高島 大助	岐阜市柳津町丸野 4丁目80番地	柳津区域等で排出される発泡スチ ロール
12	則松工業(有) 代表取締役 村山 哲郎	岐阜市則松 1490番地の1 岐阜市則松 2丁目245番2	資源化を目的とする剪定枝等 資源化(堆肥化)を目的とする刈草
13	(有)クリーン東海 代表取締役 桐山 真二	岐阜市六条大溝 3丁目12番1 岐阜市大倉町 5番地	資源化を目的とする剪定枝等
14	岐阜代用燃料(株) 代表取締役 石田 謙治	岐阜市大字茶屋新田字東堤外 7番地の1	資源化を目的とする剪定枝等
15	(有)エコヤードギフ 代表取締役 西本 正敏	岐阜市雛倉 2丁目1番地 岐阜市大字雛倉字丸山 877番2	資源化を目的とする剪定枝等
16	玉田建設(株) 代表取締役 玉田 稲子	岐阜市大洞 1丁目16番11号 岐阜市大洞 4丁目142番地	資源化(堆肥化)を目的とする刈草

17	中部浄化工業(株) 代表取締役 山口 益良	岐阜市北野西 236 番地	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
		岐阜市三輪勢引 482 番 3	
18	中島清掃(株) 代表取締役 中嶋 昭司	岐阜市粟野西 7 丁目 179 番地	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
		岐阜市太郎丸向良 145 番地の 1	
19	中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央	岐阜市大菅北 4 番 20 号	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
		岐阜市江崎南 4 番 28 号	
20	(株)出倉商店 代表取締役 堀 義明	岐阜市日置江 2 丁目 63 番地	岐阜地域等で排出される 発泡スチロール
21	(有)ブルーボックス 代表取締役 荒井 美津子	岐阜市本郷町 7 丁目 5 番地	資源化を目的とする剪定枝等
		岐阜市秋沢 2 丁目 147 番 1	

イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

	ご み 内 訳											許可業者	自己搬入	合計
	直営/委託収集										計			
	普通ごみ	粗大系ごみ	都市美化	ビン・カン	ペットボトル	廃乾電池 廃蛍光灯	廃食用油	アパ容器	小型家電 リサイクル					
リサイクルセンター				3,627	2,295			4,800			10,722			10,722
破砕施設		1,238	105								1,343	1,364	4,956	7,663
焼却場	東部リサイクルセンター	55,716		272							55,988	28,028	1,490	85,506
	掛洞プラント	10,403		123							10,526	5,169	914	16,609
	合計	66,119		395							66,514	33,197	2,404	102,115
埋立地														
資源化	495	50				136	20		20	721	2,689	※1 88	3,498	
その他外部処理											9	※2	9	
合計	66,614	1,288	500	3,627	2,295	136	20	4,800	20	79,300	37,259	7,448	124,007	

※1 カン、ビン、ペットボトル、紙類、発泡スチロール、市庁舎・ぎふメディアコスモスプラスチック製容器包装
 ※2 実験動物死体

ウ) 残渣の量及び処分方法

焼却残渣：13,420t(埋立処理：12,672t、資源化：748t)

(4) 最終処分計画

【令和6年度計画量】13,111t

(令和6年1月末残存容量(岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場)：146,300 m³)

- ①埋立区域　：全域
- ②埋立対象物：岐阜市東部クリーンセンター及び岐阜市掛洞プラントから排出される焼却残渣
- ③埋立方法　：セル方式及びサンドイッチ方式

(5) 住民に対する広報、啓発活動

令和6年度に実施する広報、啓発活動の内容は、下記のとおりである。

- ①環境推進員を通じての啓発活動(各地区3～4名：計182名)
- ②小学4年生用社会科副読本「ごみとわたしたち」の配信
- ③「ごみ1/3減量大作戦子どもポスターコンクール」の作品募集
- ④ごみ処理施設見学の受入れ
- ⑤ごみ処理、資源化施設見学バスの運行(シビック・アクション号)
- ⑥インターネット、ホームページに掲載
- ⑦「ごみ出しのルール」の作成、配布
- ⑧違反ごみに対するイエローカード貼付
- ⑨環境事務所内の指導係、不法投棄防止係の設置
- ⑩リサイクル出前講座
- ⑪ダンボールコンポスト講座
- ⑫ダンボールコンポストの啓発動画
- ⑬ごみ1/3減量活動支援事業
- ⑭「広報ぎふ」へのごみ減量、資源化啓発記事の特集欄の掲載
- ⑮広報、啓発事項の車両掲示
- ⑯プラスチック製容器包装分別の啓発動画
- ⑰雑がみ回収の啓発動画

(6) ごみの広域処理に係る処理計画

委託者	処分又は再生の場所の所在地	受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	種類	数量 (t/年)	処分又は再生の方法	処分又は再生を開始する年月日	その他 (※1)	
岐阜市	安八郡輪之内町中郷新田字道上 1354 番 株式会社岐阜リサイクルセンター	岐阜市須賀 4 丁目 16 番 25 号 岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸	プラスチック製容器包装 (ペットボトルを除く。)	2	選別、再資源化	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	収集運搬 (荷卸) について	・岐阜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行う。 ・収集運搬～搬入
	大垣市荒尾町 674 番地 岐阜県清掃事業協同組合 丸硝株式会社	岐阜市須賀 4 丁目 16 番 25 号 岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸	ガラス類残渣	625	岐阜市リサイクルセンターで手選別後のガラス類残渣の選別、再資源化	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	収集運搬 (荷卸) について	・岐阜市のガラス類残渣再生業務委託契約業者が行う。 ・岐阜市リサイクルセンター～収集運搬～搬入
							委託業者	岐阜市須賀 4 丁目 16 番 25 号 岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸
	大垣市荒尾町 674 番地 岐阜県清掃事業協同組合 丸硝株式会社	岐阜市須賀 4 丁目 16 番 25 号 岐阜県清掃事業協同組合 代表理事 林 和幸	ビン	290	選別、再資源化	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	収集運搬 (荷卸) について	・岐阜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行う。 ・収集運搬～搬入
							許可業者	岐阜市大菅北 4 番 20 号 中日本クリーナー株式会社 代表取締役 井伊 典央
								岐阜市北野西 236 番地 中部浄化工業株式会社 代表取締役 山口 益良
岐阜市日置江 2 丁目 63 番地 株式会社出倉商店 代表取締役 堀 義明								
海津市平田町今尾 1195 番地の 1 株式会社美濃ラボ	海津市平田町今尾 1195 番地の 1 株式会社美濃ラボ 代表取締役社長 岩田 美子	実験動物死体及び糞、マット (感染性廃棄物を含む)	7	凍結状態で一時保管後、焼却及び破碎 (焼却残渣)	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	収集運搬 (荷卸) について	・岐阜市の一般廃棄物収集運搬業許可業者が行う。 ・搬出元～収集運搬～搬入、一時 (冷凍) 保管の過程において、専用収納容器を使用した密閉状態で取り扱う。	
						許可業者	海津市平田町今尾 1195 番地の 1 株式会社美濃ラボ 代表取締役社長 岩田 美子	
北方町	岐阜市下鶴飼 1607 番地の 1 三新硝子株式会社	岐阜市下鶴飼 1607 番地の 1 三新硝子株式会社 代表取締役 小澤 晃	ガラスビン	100	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化業務と同様の処理	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	収集運搬 (荷卸) について	・資源ごみ収集運搬業務委託業者が行う。
							委託業者	岐阜市下鶴飼 1607 番地の 1 三新硝子株式会社 代表取締役 小澤 晃
岐阜市	三重県伊賀市与野字鉢屋 4713 三重中央開発株式会社	三重県伊賀市与野字鉢屋 4713 三重中央開発株式会社 代表取締役 平井 俊文	石綿含有スレート及びボウリングの球	50	埋立処理	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで	収集運搬について	・処理業者が行う
							委託業者	三重県伊賀市与野字鉢屋 4713 三重中央開発株式会社 代表取締役 平井 俊文

(※1) 搬入にかかる詳細及び必要な事項は別途協議するものとし、搬入開始にあたっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 4 条の規定により、別途通知する。

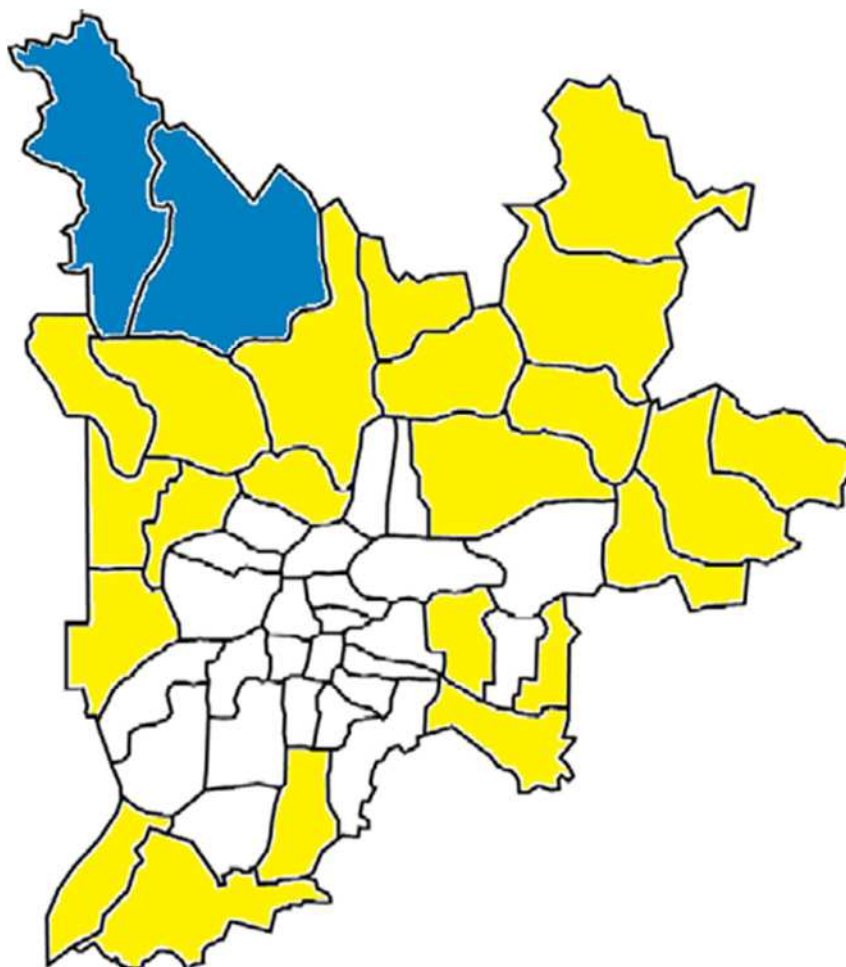
2 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

ア) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域

合併浄化槽補助対象地域

補助対象	収集区域
全域	方県、網代
一部地域	長良東、鷺山、常磐、長森南、長森西、長森東、木田、黒野、西郷、七郷、合渡、岩野田、岩野田北、茜部、岩、日置江、芥見、藍川、芥見東、芥見南、三輪南、三輪北、柳津
補助対象外	金華、京町、明德、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、本荘、日野、長良、長良西、島、早田、城西、三里、加納、加納西、則武、長森北、厚見、鶉、市橋、鏡島



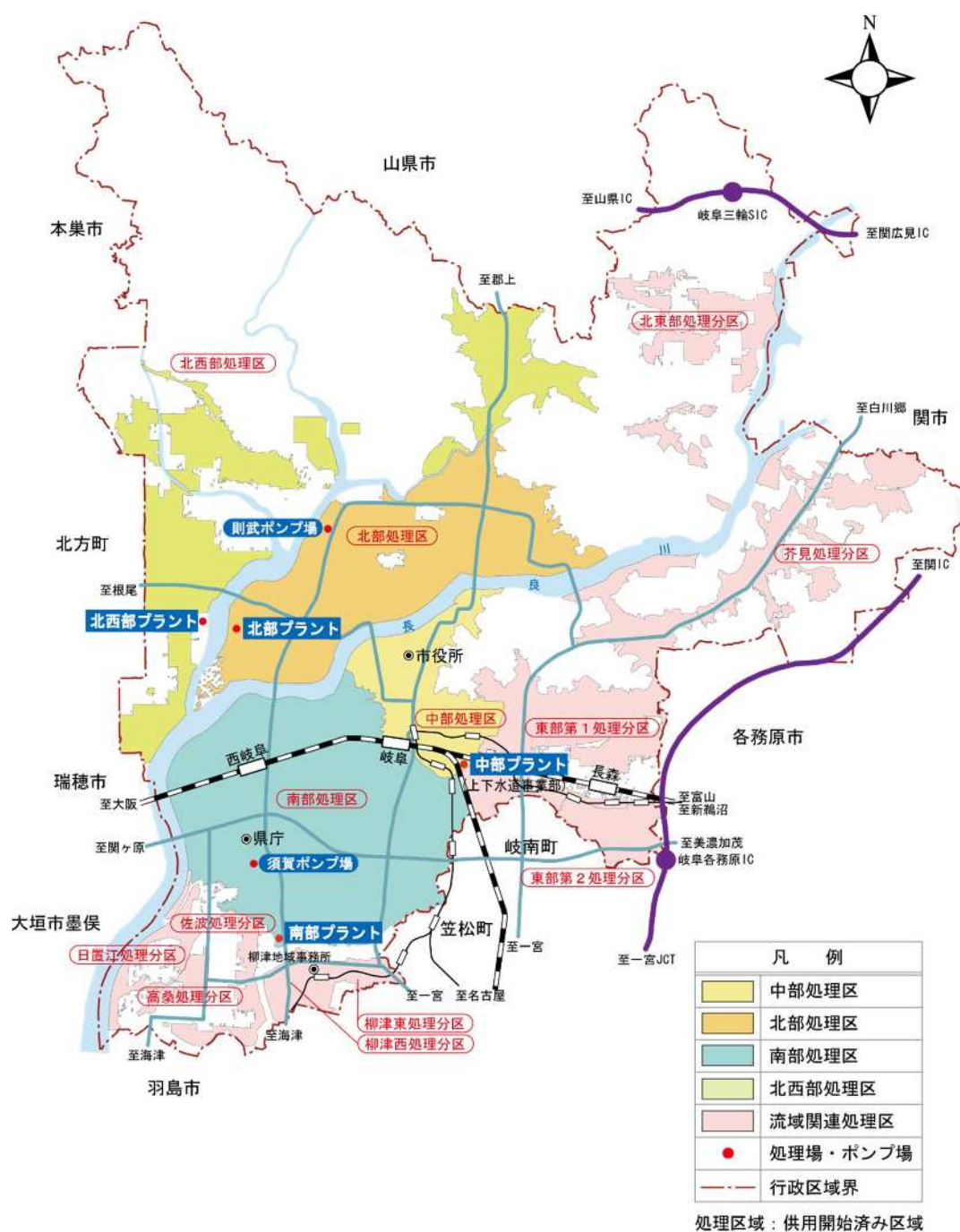
- 全校の全域補助対象
- 全校の一部補助対象 (市街化調整区域は概ね補助対象)

イ) 下水道で処理する区域及び人口等

区分・年度	令和4年度
行政区域内人口(人)	401,294 (令和5年4月1日)
行政区域面積(ha)	20,360
処理区域内人口(人)	377,800
下水道処理面積(ha)	8,023
下水道普及率(%)	94.1

R5.3.31 現在

■岐阜市下水道処理区域図



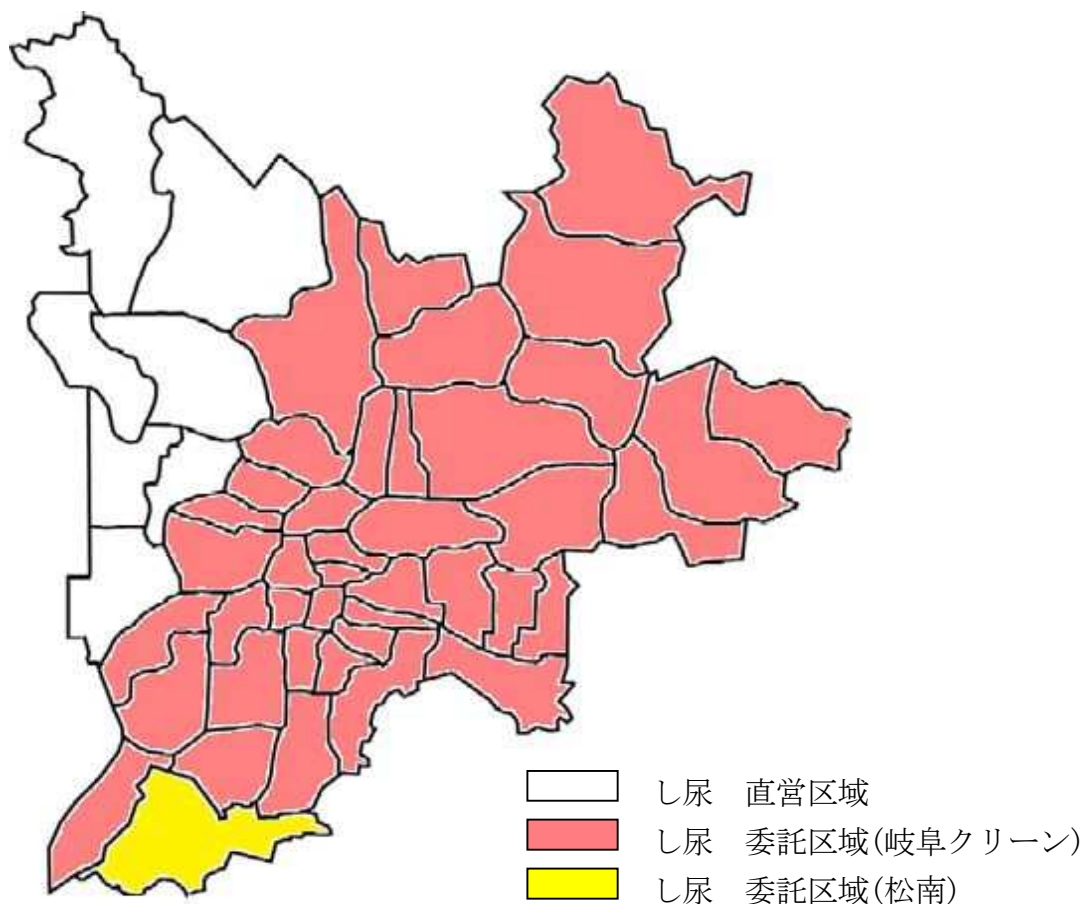
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

ア) 収集・運搬計画

①収集区域の範囲

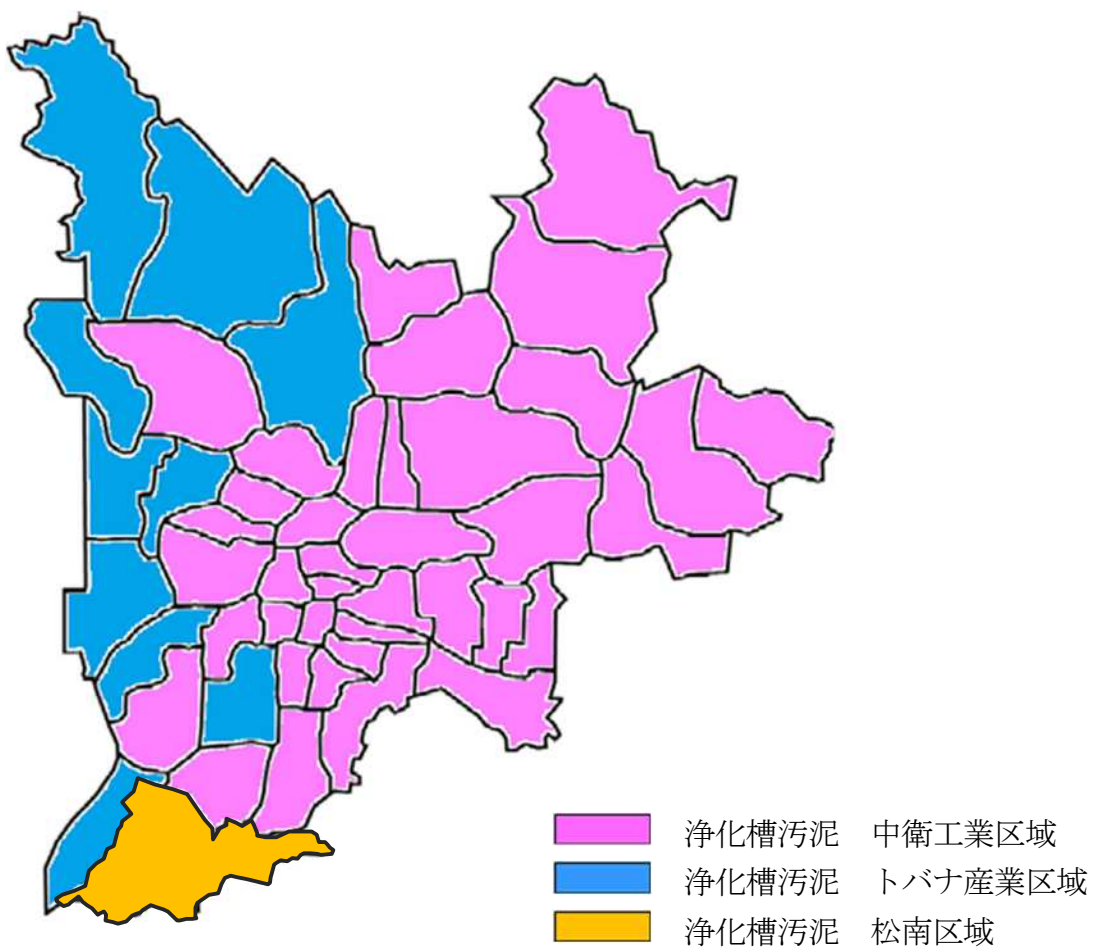
a) し尿処理収集区域

収集区分	業者名及び 代表者氏名	所在地	収集区域
直営	—	岐阜市木田 5丁目54-1	木田、黒野、方県、西郷、七郷、合渡、 網代
委託	岐阜クリーン(株) 代表取締役 関谷 俊征	岐阜市六条南 3丁目6-9	金華、京町、明德、徹明、梅林、白山、 華陽、本郷、木之本、本荘、日野、長良、 長良西、長良東、島、早田、城西、三里、 鷺山、加納、加納西、則武、常磐、長森 南、長森西、長森北、長森東、岩野田、 岩野田北、茜部、鶉、市橋、岩、鏡島、 厚見、日置江、芥見、藍川、芥見東、芥 見南、三輪南、三輪北
	松南(株) 代表取締役 宮内 理	岐阜市六条南 3丁目6-9	柳津



b) 浄化槽汚泥収集区域

許可番号	業者名及び 代表者氏名	所在地	収集区域
101	中衛工業(株) 代表取締役 関谷 俊征	岐阜市六条南 3丁目6-9	金華、京町、明德、徹明、梅林、白山、 華陽、本郷、木之本、本荘、日野、長良、 長良西、長良東、島、早田、城西、鷺山、 加納、加納西、則武、長森南、長森北、 長森西、長森東、岩野田、岩野田北、黒 野、茜部、鶉、市橋、岩、厚見、芥見、 藍川、芥見東、芥見南、三輪南、三輪北
103	トバナ産業(株) 代表取締役 大森 敏夫	岐阜市西河渡 2-67	三里、常磐、木田、方県、西郷、七郷、 鏡島、日置江、合渡、網代
105	松南(株) 代表取締役 宮内 理	岐阜市六条南 3丁目6-9	柳津



②収集・運搬する廃棄物の量

区 分	し尿(kℓ)	浄化槽汚泥(kℓ)
直 営	1,040	—
委 託	2,755	—
許 可	—	43,730
合 計	3,795	43,730

③収集回数及び収集の方法

a) し尿

し尿くみ取りの届出がある一般家庭及び事業所並びに施設等を、原則として23日間に1回の定期収集をする。その他、市民の要望等に応じ随時収集する。収集したし尿は、岐阜羽島衛生センター(岐阜羽島衛生施設組合)へ搬入し、処理する。

b) 浄化槽等汚泥

浄化槽等の清掃(ディスポーザ汚泥は浄化槽汚泥に準じる。)及び清掃に伴って生じた汚泥等(沈砂・スクリーンかす等を除く。)の収集・運搬は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物処理法第7条の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務として行うものとする。なお、計画処理区域内において、許可業者ごとに区域を定めて、行うものとする。

収集の方法は、バキューム式汚泥収集運搬車により収集する。

浄化槽等汚泥の処分は、寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターの各処理施設において、行うものとする。

④関連施設の概要

a) 収集管理基地

名 称	木田環境事務所
所在地	岐阜市木田5丁目54-1
敷地面積	9,266.49 m ²
建物延面積	2,829.48 m ²
完成年月	平成8年3月

イ) 中間処理計画

①処理施設の概要

団体名	岐 阜 市		岐阜羽島衛生施設組合
施設名	岐阜市寺田プラント		岐阜羽島衛生センター
所在地	岐阜市寺田1丁目11		岐阜市境川5丁目147
敷地面積	24,459.85㎡ (内、環境整備敷地11,304㎡)		5,612.30㎡
建物延面積	3,098.45㎡		4,611.96㎡
処 理 方 式	固液分離処理方式 (下水道放流)		改造型脱窒素処理方式 (河川放流)
公称能力	160(kℓ/日)		100(kℓ/日)
処理実績	し尿	—	岐阜市分19kℓ/日(365日稼働) (令和4年度実績)
	浄化槽汚泥	141kℓ/日(288日稼働) (令和4年度実績)	
運転管理	直営		一部事務組合
沈砂汚泥 収集運搬	業者名及び代表者氏名 中日本クリーナー(株) 代表取締役 井伊 典央 所在地 岐阜市大菅北4番20号		
脱水汚泥 積込運搬等	業者名及び代表者氏名 岐環協岐阜クリーン合理化事業特別企業体 代表者 玉川 福和 所在地 岐阜市六条大溝4丁目13番6号		

②搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

a) し尿

区 分	岐阜市寺田プラント	岐阜羽島衛生センター
直営	—	1,040kℓ
委託	—	2,755kℓ
許可	—	—
合計	—	3,795kℓ

b) 浄化槽汚泥

区 分	岐阜市寺田プラント	岐阜羽島衛生センター
直営	—	—
委託	—	—
許可	40,696kℓ	3,034kℓ
合計	40,696kℓ	3,034kℓ

③残渣の量及び処分方法

区 分	岐阜市寺田プラント		岐阜羽島衛生センター	
残渣量	脱水汚泥 905 t		脱水汚泥・残渣 178 t	
	沈砂汚泥 11 t			
処分方法	焼却処分		焼却処分	
	脱水汚泥	岐阜市東部クリーンセンター	脱水汚泥	三重中央開発株式会社
	沈砂汚泥	岐阜市掛洞プラント	残渣	

ウ) 最終処分計画

Ⅱ-1-(4) のとおり(24頁)

(3) 住民に対する広報・啓発活動

ア) 浄化槽関係

- ①浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃、法定検査等の維持管理を適正に行うよう指導する。
- ②合併処理浄化槽の普及促進のため啓発を行う。
- ③「広報ぎふ」及び「インターネット・ホームページ」に、3つの義務(保守点検・清掃・法定検査)等についての記事を掲載し、啓発する。

岐阜市の廃棄物に係る諸計画の体系(策定状況) (令和6年3月22日現在)

